

新たに設置された附属機関等に係る協議結果(一覧)
 ~会議の公開・公募委員の選任について~

資料6

①京都小児慢性特定疾病児童等地域支援協議会（平成29年1月30日）保健福祉局 保健衛生推進室 保健医療課／京都府 健康福祉部 子育て政策課		
<p><目的></p> <p>慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、地域の現状と課題を把握し、支援内容等について、関係者が協議する。</p>	<p><会議> 一部非公開</p> <p><理由></p> <p>個人のプライバシーに関する情報を扱う場合は非公開とする。</p> <p><市民協働推進担当の意見></p> <p>会議が一部非公開とされているが、非公開部分では個人のプライバシーに関する情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例第7条第1号」のプライバシー情報に当てはまる。 委員公募については行わないとされているが、公募しない理由として「委員は、医師や教育・雇用に関する専門家等で構成しており、協議内容について医療的知識や療養生活に関する高度な専門性を必要とするため。」とあり、公募委員を選任することは困難であると認める。</p>	<p><市民公募委員> 公募しない</p> <p><理由></p> <p>委員は、医師や教育・雇用に関する専門家等で構成しており、協議内容について医療的知識や療養生活に関する高度な専門性を必要とするため。</p>
③京都市大型汎用コンピュータオープン化事業検討委員会（平成29年2月8日）総合企画局 情報化推進室		
<p><目的></p> <p>大型汎用コンピュータオープン化事業の意義、目的を完遂するため、事業における遅延の原因究明及び事業の今後の最適な方策について、市長の諮問に応じ、検討し、及び審議する。</p>	<p><会議> 一部非公開</p> <p><理由></p> <p>法人等の事業活動に関する情報及び審議、検討、協議情報に関する事項については非公開とする。</p> <p><市民協働推進担当の意見></p> <p>会議が一部非公開とされているが、非公開部分では法人等の事業活動に関する情報及び審議、検討、協議情報に関する事項について取り扱うため、「京都市情報公開条例第7条第2号及び第5号」に当てはまる。 委員公募については行わないとされているが、公募しない理由として「事業遅延の原因究明にあたっては、システム開発やシステム監査に関する高い専門知識が必要と認められることから、システム開発に係る学識経験者、システム監査に係る有識者、弁護士から選任することとする」とあるため、公募委員を選任することは困難であると認める。</p>	<p><市民公募委員> 公募しない</p> <p><理由></p> <p>事業遅延の原因究明にあたっては、システム開発やシステム監査に関する高い専門知識が必要と認められることから、システム開発に係る学識経験者、システム監査に係る有識者、弁護士から選任することとする。</p>
②元白川小学校（元栗田小学校）跡地活用に係る契約候補事業者選定委員会（平成29年3月2日）行財政局 資産活用推進室		
<p><目的></p> <p>(設置の目的) 元白川小学校（元栗田小学校）跡地活用に係る契約候補事業者を選定するに当たり、専門的な見地からの提案審議等を行うため、有識者等による契約候補事業者選定委員会を設置する。</p> <p>(審議内容) 応募事業者の提案審議等を行う。</p>	<p><会議> 一部非公開</p> <p><理由></p> <p>募集要項策定を目的とした第1回選定委員会のみ一部公開とし、その後の審議は、京都市情報公開条例第7条の非公開情報である「法人等事業活動情報」、「審議、検討、協議情報」等を取り扱うため非公開。</p> <p><市民協働推進担当の意見></p> <p>会議は一部非公開であるが、非公開部分では、当該法人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかにすると認められる情報及び公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例 第7条第2号及び第5号」の法人等の事業活動に関する情報及び審議、検討、協議情報に当てはまるため、非公開とのこと。 委員公募については問題なし。</p>	<p><市民公募委員> 公募する（募集人数1名／応募者4名）</p>